

鹿児島県熊毛海区 区画漁業権に関する情報一覧

漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の順に記載すること)										
免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
熊特区魚第1号	南種子島町漁業協同組合	熊毛郡南種子町島間地先	第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊毛郡南種子町	熊特区魚第2号と合わせて32台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	
熊特区魚第2号	南種子島町漁業協同組合	熊毛郡南種子町島間地先	第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊毛郡南種子町	熊特区魚第1号と合わせて32台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	
熊特区魚第3号	屋久島漁業協同組合	熊毛郡屋久島町永田地先	第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊毛郡屋久町の旧上屋久町の区域	12台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	
熊特区魚第4号	屋久島漁業協同組合	熊毛郡屋久島町栗生地先	第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	熊毛郡屋久町の旧上屋久町の区域	25台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	

鹿児島県熊毛海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
熊特区と(地)第1号	種子島漁協	西之表市▼安納地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 30° 43′ 29″ E 131° 04′ 31″ 点イ N 30° 43′ 16″ E 131° 04′ 30″ 点ウ N 30° 43′ 14″ E 131° 04′ 34″ 点エ N 30° 43′ 21″ E 131° 04′ 35″ 点オ N 30° 43′ 27″ E 131° 04′ 38″		第一種区画漁業	とこぶし地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西之表市	なし
熊特区と(地)第2号	種子島漁協	西之表市▼庄司浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 30° 42′ 58″ E 131° 04′ 30″ 点イ N 30° 42′ 50″ E 131° 04′ 31″ 点ウ N 30° 42′ 39″ E 131° 04′ 29″ 点エ N 30° 42′ 37″ E 131° 04′ 34″ 点オ N 30° 42′ 50″ E 131° 04′ 39″ 点力 N 30° 42′ 59″ E 131° 04′ 37″		第一種区画漁業	とこぶし地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西之表市	なし